

福岡県都市計画基本方針（骨子）

平成27年10月
福岡県

I 基本構想

1 基本方針策定の趣旨

我が国の社会構造が、人口・産業が都市へ集中する「都市化社会」から、成熟した「都市型社会」へ転換したことに対応して、本県における都市づくりを効率良く戦略的に推進していくための方針として、平成 15 年に福岡県都市計画基本方針を策定しました。

しかしながら、近年、次に示すように都市を取り巻く環境が大きく変化しています。

- ・ 少子高齢化の更なる進展と人口減少社会への対応
- ・ 環境負荷の小さな都市づくりへの対応
- ・ 地震や豪雨など自然災害に強い防災都市づくりへの要請
- ・ 世界遺産を目指した取組などの個性ある景観づくりへの要請

このような変化を踏まえ、喫緊の課題となった「集約型の都市づくり」を本県の広域的な県土構造形成と調和させながら効果的に進めることを目的として、新たな福岡県都市計画基本方針を策定するものです。

2 基本方針の役割

本方針は、次のような役割を果たします。

- (1) 本県における都市づくりの基本的な方針を示します。
- (2) 県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に対しての基本的な考え方を示します。
- (3) 広域的な見地から市町村の都市計画マスタープランや個別の都市計画に対する方向性を示します。
- (4) 県や市町村が取り組むべき施策や体制づくりの考え方を示します。

3 都市づくりの目標と基本理念

県内の各都市が今後も環境と調和しながら、都市活力のある社会経済活動の場として機能し、快適で幸せを感じながら安心して暮らしていくことができる

よう、暮らし、活力、環境の観点からの都市づくりの目標と基本理念を次のように定めます。

(1) 都市づくりの目標

『拠点と公共交通軸が紡ぎだす豊かで暮らしやすい都市を目指して』

(2) 基本理念

① 広域・連携

- ・ 都市及び農山漁村と自然環境の調和を基調として、都市計画を広域的な観点から運用し、適切な市街地形成の誘導を図ります。
- ・ 福岡市・北九州市の国際中枢機能を高めながら、本県における新たな活力圏として期待される筑後地域や筑豊地域を含め、県内全域でネットワーク型都市構造を形成し、都市の活力増進を図ります。

② 個性・再生

- ・ 都市の個性や地域固有の資源を生かし、都市の質を高める都市づくりを進めます。
- ・ 中心市街地に活力があり、街なかで暮らしやすく、環境と調和した集約型の都市づくりを進めます。

③ 安全・安心

- ・ 防災対策と都市計画、まちづくりを通じた減災対策による都市づくりを進めます。
- ・ 日常生活における安全・安心が守られた都市づくりを進めます。

④ パートナーシップ

- ・ 集約型の都市づくりを支援する都市計画の運用の仕組みづくりを進めます。
- ・ 情報公開を進めながら、都市計画における住民やNPO・ボランティア団体、民間企業など多様な主体が参加できる都市づくりを進めます。

Ⅱ 計画期間

本方針は、平成27年度からおおむね20年後の都市の姿を展望して定めます。

Ⅲ 基本的な政策・施策

(集約型の都市づくりの考え方)

都市づくりの目標と基本理念で掲げる「豊かで暮らしやすい都市」を目指して、持続可能で環境負荷が少なく、多世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「集約型の都市」へ転換していきます。

集約型の都市づくりの考え方として、中心市街地や鉄道駅周辺等で都市機能が集積している「拠点」と、拠点間を結び都市の連携を促進させる「公共交通軸」を主体とした都市計画を展開することにより、多様な機能と交通手段を備え持つ市街地の形成を図ります。

1 集約型の都市づくりの方針

(1) 便利で魅力ある拠点の形成

都市整備を積極的に展開していく区域として、都市機能の集約を図る「拠点」を設定し、市街地整備や民間活力の活用により、便利で魅力ある拠点の形成を図ります。

(2) 生活の質を高める公共交通軸の設定

公共交通を含め多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市づくりのための「公共交通軸」を設定し、市街地の公共交通軸の沿線における都市機能や居住機能の誘導を図ります。

(3) 拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応

拠点や公共交通軸沿線以外で低密度化が進行している地域においては、居住環境の再構築や自然的環境への回帰など、それぞれの状況を踏まえた多面的な土地利用を図ります。

(4) 広域的な枠組みによる都市づくり

都市における生活や産業等の活動は、一市町村内に留まらず近隣の都市との連携や相互補完等により行われることから、都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定等の広域的な枠組みによる都市づくりを推進していきます。

(5) 都市情報一元化による戦略的な施策展開

それぞれの地域で、様々な主体が都市づくりに関する施策を戦略的かつ具体的に展開することができるよう、人口、医療、福祉、商業、交通等の地理空間情報から都市の構造を捉えることのできる「可視化」を推進していきます。

2 土地利用に関する方針

(1) 都市計画区域等の指定方針

都市計画区域については、指定要件を踏まえ、地域の実態を把握した上で一体的な都市づくりを行うべき区域として指定します。

(2) 区域区分の決定方針

集約型の都市づくりの観点から、現に区域区分を導入している都市計画区域については、区域区分を継続していきます。

(3) 土地利用の方針

中心市街地における拠点形成や活性化、周辺市街地における生活機能の確保、田園地等における適正な市街化抑制など、都市構造上の位置づけに応じて効果的な土地利用を展開していきます。

- ① 拠点における土地利用の方針
- ② 拠点以外の市街地における土地利用の方針
- ③ 田園地等における土地利用の方針
- ④ 都市圏別の土地利用の方針

3 都市施設・市街地整備に関する方針

(1) 市街地整備の方針

集約型の都市づくりを進めていくために、中心市街地や駅周辺地区等の拠点性を高める市街地整備を促進していきます。

- ① 魅力ある拠点や中心市街地等の整備
- ② 個性的で愛着のある住宅地等の整備

(2) 交通網整備の方針

都市圏内の各都市間を連絡する交通網の形成を図るとともに、都市の交流・連携を支える基幹的な公共交通網の維持・充実を進めていきます。

- ① 交流連携を支える基幹交通網の形成
- ② 都市内交通網の整備

(3) 自然環境や緑の整備・保全の方針

県内の流域圏ごとに自然とのつながりや圏域の個性を重視して、緑の自然軸・海の自然軸と連続性を持った水と緑のネットワークの形成、水やエネルギーを有効利用する循環型都市システムの形成を推進していきます。

- ① 広域的な緑の整備・保全・活用
- ② 都市の緑化
- ③ 自然環境保全のための方策
- ④ 環境保全のための処理施設等の整備
- ⑤ 新たなエネルギー社会の実現に向けた取組

4 安全で個性ある都市づくりに関する方針

(1) 美しい都市づくりの方針

歴史・文化・風土に根ざした地域の景観資源を保全・活用していく取組を展開していくほか、市町村の枠組みを超えた広域景観の形成に取り組んでいきます。

- ① 「景観法」に基づく良好な景観形成
- ② 「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく取組
- ③ 広域景観の形成
- ④ 地域の自然や歴史・文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備

(2) 防災都市づくりの方針

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、情報収集、伝達、避難体制の強化といったソフト施策による取組により、防災都市づくりを推進していきます。

- ① 災害危険性の周知とこれを踏まえた土地利用方針の再検討
- ② 事前復興まちづくり計画の策定

5 都市づくりの仕組みに関する方針

(1) パートナーシップの仕組みづくり

多様な主体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、相互に連携し、協働して都市づくりを進めるためのパートナーシップの仕組みづくりに取り組みます。

- ① 県と市町村の新たな連携体制づくり
- ② 住民参加の仕組みづくり
- ③ 計画策定段階におけるパートナーシップの推進
- ④ 集約型の都市づくりへの理解を深めるための普及啓発

(2) 集約型の都市づくりのマネジメント

都市づくりの計画は継続性と安定性が求められます。このため、集約型の都市づくりを進めていくためのマネジメントの手法として、都市構造の評価を踏まえたPDCA（Plan、Do、Check、Action）を活用していきます。